

金融機関等から返済期間10年以上の住宅ローンを受けて、住宅の新築・取得または増改築等をした場合に、居住の年から一定期間、住宅ローン残高の一定割合を税額から控除します。

内容

	居住年	控除対象借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額
一般の住宅	平成21年	5,000万円	10年間	1.0%	500万円
	平成22年	5,000万円			500万円
	平成23年	4,000万円			400万円
	平成24年	3,000万円			300万円
	平成25年	2,000万円			200万円

主な要件（リフォームの場合）

- ① 工事完了または住宅取得から6ヶ月以内に入居
- ② そのものが主として居住の用に供する家屋であること。
- ③ 工事費が100万円を超えるもの
- ④ 改修後の床面積が50㎡以上であること
- ⑤ 店舗等併用住宅の場合は、床面積が1/2以上が居住用であること
- ⑥ 合計所得金額が3,000万円以下であること。
- ⑦ 償還期間が10年以上のローンであること。

手続き

下記の書類を添付して、納税地の所轄税務署にて確定申告を受けてください。
給与所得者は2年目以降は年末調整での控除が可能です。

添付書類

- ① (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (税務署にて取得)
- ② 住民票の写し
- ③ 借入金の年末残高証明書
- ④ 登記事項証明書、請負契約書、売買契約書など
(家屋の床面積、増改築の年月日、およびその費用の額を明らかにするもの)
- ⑤ 建築確認済証の写し、検査済証の写し、増改築証明書
(増築・改築・大規模修繕、大規模の模様替えの工事以外の工事場の合には増改築証明書に限ります) のいずれか
- ⑥ 給与所得者は勤務先から交付された源泉徴収票 (原本)

個人住民税

住宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税額が控除されない場合ものについて、所得税から控除されない額を、個人住民税から控除されます。
(当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額 (最高9.75万円) を限度とします。)